

第99回定例研究会

1月16日(金)

於：静岡県評会議室

無年金障害者問題の経緯

- 日本における国民皆年金体制の「すき間問題」の検証 -

報告者：磯野 博 氏（静岡福祉医療専門学校）

研究の目的

本研究は、無年金障害者問題の経緯をとおして、日本の社会保障制度の基幹である国民皆年金体制の問題点と課題を明らかにすることを目的としている。

研究の視点と枠組み

時間軸には、戦後、日本が「福祉国家的な政策を志向した時期」から現在の「新自由主義的な政策へと移行していった時期」への変遷を念頭に置きながら、5つの時期区分を設定した。

要因・特徴には、「制度・政策の動向」、「国際的な動向」、「構造的な要因（特徴）」、「手続き的な要因（特徴）」、「障害当事者運動の状況」、「問題解決の方向性」の6つの項目を設定した。

1期

「1950年勧告」を踏まえたセイフティネットを創設する国民年金法が制定され、分立型の国民皆年金体制が構築された時期（1950～1970年）

国民年金には、保険原理に基づく拠出制年金と、社会扶助原理に基づく無拠出制年金が並存しているという構造的な特徴がある。国民年金法は、学生や専業主婦などを任意加入にしたり、在日外国人を排除するなど、無年金障害者問題の発生をもたらす手続き的な要因をはらんでいた。

2期

ブレトン・ウッズ体制が終焉を迎え、日本経済が低成長期に入るなか「福祉元年」から「福祉見直し」がすすめられた時期（1971～1980年）

住民は地域社会での生活の充実を求める運動に

傾注していった。障害当事者運動もその潮流に乗り、重度の障害者が地域社会で学び、働き、暮らす運動を地域住民とともに展開していった。

3期

国際障害者年から「国連・障害者の10年」が展開されるなか、日本では財政赤字から行政改革がすすみ、公的年金が変質した時期（1981～1990年）

障害基礎年金の財源は、約40%が国民年金と被用者年金の保険料によってまかなわれており、全額租税によってまかなわれていた障害福祉年金の社会扶助的な機能があいまいにされた。

4期

パブル崩壊が徐々に顕在化するなか公的年金への保険原理が強化され、国民・住民（被保険者）に対する管理がすすめられた時期（1991～2003年）

無年金障害者問題に対して、障害当事者団体は行政訴訟による問題解決を模索し、在日韓国・朝鮮人高齢者・障害者無年金訴訟と学生無年金障害者訴訟を一斉提訴した。

5期

世界金融危機による更なる規制緩和から、格差と貧困が拡大したが、障害者権利条約の採択により障害者政策が進展した時期（2004年～現在）

2004年には若年者納付猶予制度、2007年には厚生年金特例法が制定されたが、格差と貧困への根本的な対策とはいえなかった。障害当事者運動は、障害者権利条約の発効という追い風から、一層の高まりを見せているが、問題意識や問題解決の方向性には、世論との乖離が見られる傾向がある。

* 連絡先：〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 コハラサウスサイドビル 7F(静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>